

試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附
属書に掲げる物質（輸入公表の三の7の(1)）の輸入の確認
について ③⑤

輸入注意事項7第70号 (7.11.24)

- 改正①輸入注意事項11第 36号 (11.7.21) ②輸入注意事項12第154号 (12.12.26)
 ③輸入注意事項13第 37号 (13.7.11) ④輸入注意事項14第 63号 (14.12.10)
 ⑤輸入注意事項20第 2号 (20.1.24)

輸入公表の三の7の(1)に規定する試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附
属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を
受けてください。②⑤

記

1 提出書類 ③⑤

- (1) 試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入に
関する確認申請書（別紙様式1）2通
- (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類原本及び写し 1通
なお、原本は、照合のうえ返却します。
- (3) 輸入される貨物が試験研究又は分析に用いられるものであることを証する書類（別
紙様式2）1通
- (4) 当該物質の船積地域が確認出来る書類 1通
- (5) 輸入の確認に当たり必要がある場合には、(1)から(4)までに掲げる書類以外の書類の
提出を求めることができます。

2 提出先 ①②

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等対策室

〔別紙様式1〕 ②④⑤

試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附
属書に掲げる物質の輸入に関する確認申請書

経済産業大臣 殿

※確認番号
※確認年月日

申請者名 _____
 住 所 _____
 電話番号（担当者名）
 記名又は押署名 _____
 資 格 _____

申請年月日 _____

追
⑦

次の輸入しようとする貨物が試験研究又は分析に用いられるものであることについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

関税率表 の番号等	商品名	種類又は 規格	数量	単価	原産地	金額
					船積地域及 び船積港	
備考						

II その他

- 輸入しようとする物質について未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとの数量
1. 未 使用 の も の
 2. 使用 済み の も の
 3. 再 利用 さ れ る も の
 4. 再 生 さ れ た も の

組成等商品の内容

通關予定期月

入港予定期

製造業者	住所 氏名
売渡先	住所 氏名

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資格

記名押印

(裏面)

※通關

税關申告番号及び 申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認月 日及び税關押印

(注) 当該申請に係る貨物は、確認された年の12月31日までに輸入されるものとする。

*ある欄については記入しないこと。

〔別紙様式第2〕②④⑤

試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附屬書
に掲げる物質の使用用途証明書

経済産業大臣 殿

平成 年 月 日

氏名又は名称及び法人にあっては、
その代表者の氏名
住所 印

試験研究又は分析に用いられることが確実であることを別紙のとおり証明いたします。

備考

1. 数量の単位は・とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
2. 別紙は、別紙の1中に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙

1. 試験研究又は分析に用いる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 試験研究又は分析に係る設備及び貯蔵の場所
3. 試験研究又は分析に係る設備の機能及び構造
4. 試験研究又は分析に用いる特定物質の種類及び使用予定年月
5. 試験研究又は分析に用いる特定物質の入荷予定年月、入荷量及び入荷元
6. 試験研究又は分析に係る反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式
7. 使用に係る反応の收率
8. 試験研究又は分析に使用した特定物質の数量